

### 第3期医療費適正化計画 進捗状況の調査・分析様式

#### 1. 目標に関する評価

##### (1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

##### ① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
51.6%	53.2%	54.9%	54.5%	57.5%		
目標達成に 必要な数値	54.7%	57.8%	60.9%	64.0%	67.1%	70%
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域職域連携推進事業を通じて、保険者別の特定健診受診率等に関する課題を共有した。</li> <li>・清流の国ぎふ健康ポイント事業及び健康経営推進事業（以下「健康づくり事業」という。）等を通じて健診受診に係る啓発を行った。</li> <li>・保険者協議会を通じて保険者別の特定健診実施率等の共有をした。</li> <li>・市町村において国民健康保険の被保険者のうち、特定健診未受診者に対する通知文書や電話等による個別の受診勧奨事業を実施した。</li> <li>・保険者協議会における受診啓発（チラシの街頭配布等）を実施率の低い被保険者が多く利用する場所で実施した。新型コロナウイルスの影響などにより2020年度及び2021年度は中止した。</li> </ul>					

<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者の健診受診率が低い。受診率の向上や加入者の利便性の確保のために、特定健診とがん検診の同時受診の機会の促進方策や、個々人の健康意識の向上を図る取組みを検討する必要がある。</li> <li>・特定健康診査の実施率は増加傾向であるが、数値目標には到達していない。</li> <li>・市町村国保の被保険者の実施率は、被用者保険と比較し低い傾向にあり、特に40～50代の実施率が低い。</li> <li>・被用者保険では、被保険者と比較して被扶養者の実施率が低い。</li> </ul>
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者・被扶養者自身が健診の必要性を認識し、主体性をもって受診することができるよう、関係団体等と連携し健診の重要性の周知等、より一層の取組みを行うことが必要である。</li> <li>・保険者協議会において、各保険者における課題を共有し、実施率向上に向けた取組について検討する。</li> <li>・保険者協議会において作成しているチラシの内容を、実施率の低い年齢層にも向けた内容とする。</li> </ul>

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」（厚生労働省）

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
24.6%	29.8%	31.4%	30.4%	31.1%		
目達成に 必要な数値	28.0%	31.4%	34.8%	38.2%	41.6%	45%
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診等従事者を対象とした研修会を定期的かつ継続的に開催し、制度理解や科学的根拠に基づく保健指導の知識、健診・レセプト等各種データの活用について学ぶ機会を提供した。</li> <li>・地域職域連携推進事業を通じて、保険者別の特定保健指導実施率等に関する課題を共有した。</li> <li>・保険者協議会を通じて保険者別の特定保健指導の実施率を共有した。</li> <li>・市町村における国民健康保険の被保険者のうち、特定保健指導の対象者に対する通知文書、訪問等による利用勧奨を実施した。</li> <li>・特定健診等従事者を対象とした研修会を開催し、制度理解や科学的根拠に基づく保健指導の知識、各種データの活用について学習する機会を提供した。</li> </ul>					
第4期に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導実施率は微増傾向にあるが、各保険者が健康課題を整理し、介入する優先順位を明確とした取組みの展開がより一層必要である。</li> <li>・特定保健指導対象者の特性に応じた保健指導技術を継続的に習得できる機会の提供が必要である。</li> <li>・特定保健指導実施率は、全国平均と比較し高く増加傾向であるが、数値目標には到達していない。</li> <li>・特定保健指導対象者の特性に応じた保健指導技術を継続的に習得する必要がある。</li> </ul>					

第4期に向けた 改善点	<ul style="list-style-type: none"><li>・県民の意識向上のための啓発や広報に取り組む必要がある。</li><li>・特定保健指導実施者が力量形成できる組織づくりや、ICT 等を利用した分かりやすい保健指導の実施体制等の検討が必要である。</li><li>・特定健診等従事者を対象とした研修会を継続し、対象者に応じた効果的・効率的な保健指導が実施できるよう保健指導従事者の技術向上を図る。</li><li>・保険者協議会において、各保険者の取組状況を把握し、実施率向上に向けた取組について検討する。</li></ul>
----------------	--

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」（厚生労働省）

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
15.49%	12.91%	12.97%	10.17%	13.14%		
目標達成に 必要な数値	17.09%	18.69%	20.29%	21.89%	23.49%	25%
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診等従事者を対象とした研修会を定期的かつ継続的に開催し、制度理解や科学的根拠に基づく保健指導の知識、健診・レセプト等各種データの活用について学ぶ機会を提供した。</li> </ul>					
第4期に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタボリックシンドローム該当者及び予備群は年々微増しており、減少率についても目標値との乖離がある。一方で、特定健診受診率の向上により対象者の掘り起こしが進んだことが影響しているとも考えられる。引き続き、特定保健指導の質を確保しつつ、対象者の個別性に応じた創意工夫や改善を図り、効果的・効率的な保健指導を実施する必要がある。</li> </ul>					
第4期に向けた 改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少率の向上にむけ、肥満を始めとする栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙の生活習慣の改善等の対策として総合的に実施する必要がある。</li> <li>・特定保健指導対象者の特性に応じた保健指導技術を継続的に習得できる機会の提供が必要である。</li> </ul>					

出典：「メタボ該当者・予備群の減少率（特定保健指導対象者対象者の減少率）の計算シート」（厚生労働省）

④ たばこ対策に関する目標

目標	<p>ヘルスプランぎふ21、岐阜県がん対策推進計画に連動して、喫煙率の低下、受動喫煙の防止に関する目標値を設定。</p> <p>【喫煙する者の割合（2023年度目標）】男性：15%以下、女性：3%以下</p>
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中高校生を対象とした防煙教室を開催し、たばこや受動喫煙の害について周知した。</li> <li>・改正健康増進法全面施行に伴う周知啓発のため、広報物を作成し、関係機関に配布すると共に、喫煙や受動喫煙の害についての説明会を実施した。</li> <li>・受動喫煙対策の好事例を事例集にまとめ、関係機関に展開した。</li> </ul>
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙率は男性28.5%、女性6.7%（2019年度時点）と目標値との乖離がある。喫煙したい人への支援のほか、たばこの健康被害についての周知等により新たな喫煙者を造らない取り組みが必要である。</li> </ul>
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこの健康被害についての周知等による一層の取組が必要である。</li> <li>・改正健康増進法の周知啓発と共に、禁煙及び受動喫煙対策の取り組みの促進が必要である。</li> </ul>

出典：「国民生活基礎調査」（厚生労働省）

⑤ 予防接種に関する目標

<p>目標</p>	<p>予防接種に関する正しい知識の普及を進め、市町村や医師会等と連携し、接種対象者の利便性に応じた接種体制の整備を図る。</p>
<p>第3期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症予防対策協議会予防接種部会を開催し、予防接種間違い防止及び接種率の向上等の対策を検討した。</li> <li>・市町村等の予防接種実施機関の知識向上や接種間違いの把握のため、県予防接種センターQ&amp;A等の配布や予防接種間違い報告様式の見直しを行った。</li> </ul>
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種間違いの件数が昨年度から増加している。特に接種間隔の誤りの割合は6割以上を占め、高い状態が続いている。(R4年度)</li> <li>・麻しん風しんワクチンの定期の予防接種率は、全国接種率を上回っているものの、国の目標値である95%以上を下回っている。(R3年度)</li> </ul>
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種間違い発生防止のため、各市町村や予防接種実施者に対し、研修会等を通じて予防接種間違い事例を共有する。</li> <li>・予防接種率の向上に向けて、各市町村に対し、他市町村での取組事例等の共有を行う。</li> </ul>

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

<p>目標</p>	<p>ヘルスプランぎふ21（健康増進計画）及び岐阜県保健医療計画（医療計画）と整合性を図り、糖尿病合併症の発症予防及び重症化予防に関する目標値を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・血糖コントロール指標におけるコントロール不良者（HbA1c8.0%以上）の割合の減少 【2023年度目標】0.9%以下</li> <li>・糖尿病が強く疑われる者（HbA1c6.5%以上）の割合の減少 【2023年度目標】5.0%以下</li> </ul>
<p>第3期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病等の発症・重症化予防や医療費適正化等を図るため、岐阜県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、全ての市町村（保険者）において保健指導及び受診勧奨を実施した。また、慢性腎臓病対策と連携し、糖尿病腎症も含めた腎疾患対策に取り組んだ。</li> <li>・医師、市町村及び保険者を対象とした研修会や2次医療圏・地域医師会ごとに連携会議を開催し、取組状況の進捗管理や連携の方策について意見交換を行った。</li> </ul>
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての市町村で糖尿病重症化予防の取組みが着実に進んでおり、事業の効果を確認し見直しを図る必要がある。また、慢性腎臓病対策と連携し、新規透析導入患者の減少を目指した、診療連携体制の構築や、CKDの発症・重症化予防の取組成果へとつなげていく必要がある。</li> <li>・さらに、市町村国保だけでなく、県内保険者で取組む体制を構築していく必要がある。</li> <li>・ポピュレーションアプローチとして継続的な県民への啓発も必要である。</li> </ul>
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病腎症も含めた腎疾患対策の更なる推進を図る必要がある。</li> </ul>



(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
71.8%	76.1%	78.9%	81.2%	81.4%		
目標達成に 必要な数値	74.5%	77.3%	80%	80%	80%	80%
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村国保において、被保険者に対し、後発医薬品を使用した場合の自己負担差額通知の送付や後発医薬品希望カード・シールの配布を実施した。</li> <li>・保険者協議会を通じ、使用状況等の分析及び情報提供を行うとともに、使用率が低い医療機関等への働きかけを実施した。</li> <li>・後発医薬品の安心使用に係る啓発資材を作製し、県内各薬局に来局者への周知を依頼した。</li> <li>・岐阜県薬剤師会が開催する薬剤師向け講習会中に、後発医薬品安心使用セミナーを実施した。</li> <li>・高齢者等を対象に医薬品の安全使用並びに後発医薬品に係る安心使用の普及を図るための講習会を実施した。</li> <li>・全国的に後発医薬品メーカーに対する医薬品医療機器等法に基づく処分が相次いでおり、適切な品質管理体制の確保のため、県内医薬品製造業者に対して無通告査察を実施した。</li> </ul>					
第4期に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び後発医薬品の供給不足により、後発医薬品に係る安心使用の普及を図るための取組（安心使用の普及を図るための講習会の実施、広告の実施等）が十分に実施できない時期</li> </ul>					

	<p>があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品メーカーの処分が相次いでおり、信頼回復の必要性がある。</li> </ul>
<p>第4期に向けた 改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品を取り巻く情勢を踏まえ、より効率的な普及啓発を行う。</li> <li>・後発医薬品メーカーの取組等について、薬剤師等の医薬関係者に情報共有し、信頼回復を図る。</li> <li>・フォーミュラリやバイオ後発品に関する情勢や国の動向に注視し、必要に応じ普及啓発を行う。</li> </ul>

出典：「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省）

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

目標	医薬品が安全かつ効率的に使用されるよう、正しい知識の普及を推進するとともに、今後の医療需要の増加を見込んだ医療提供の効率化を図る。
第3期の取組	【取組】 ・ 医薬品に係る正しい知識の普及を図るため、高齢者向けのくすりの安全使用教室を開催したほか、薬局薬剤師が地域包括ケアシステムの一員として在宅医療に取り組むため、薬局薬剤師の知識及び技術の向上を図る研修を実施した。
第4期に向けた課題	【課題】 ・ 引き続き上記のような取組みを推進していく必要がある。
第4期に向けた改善点	・ 第4期も引き続き、高齢者向けのくすりの安全使用教室及び薬局薬剤師向けの研修会を開催する。